

電気通信紛争処理委員会（第247回）

1 日時

令和6年12月16日（月）15時00分～

2 場所

8階第1特別会議室（Web会議システム（Webex）を併用）

3 出席者等（敬称略）

(1) 委員

田村 幸一（委員長）、三尾 美枝子（委員長代理）、
小川 賀代、小塚 荘一郎、中條 祐介（以上5名）

(2) 特別委員

柴田 潤子、宮田 純子、葭葉 裕子（以上3名）

(3) 総務省

総合通信基盤局 電気通信事業部 事業政策課
課長 飯村 博之、市場評価企画官 渡部 祐太、課長補佐 小杉 裕二

(4) 事務局

事務局長 山碕 良志、参事官 小原 弘嗣、上席調査専門官 岩坪 昌一

4 議題

(1) 市場環境の変化に対応した通信政策の在り方最終答申（案）について【公開】

(2) 電気通信紛争処理委員会仲裁準則の一部改正及び電気通信紛争処理委員会の手続のオンラインによる実施要領の一部改正について【公開】

5 審議内容

(1) 開会【公開】

【田村委員長】 委員長の田村です。ただいまから第247回電気通信紛争処理委員会を開催します。皆様には御多用中のところ御出席いただきまして、ありがとうございます。

本日は委員5名に御出席いただいております、定足数を満たしております。また、特別委員3名に御出席いただいております。

本日、一部の委員及び特別委員は、ウェブ参加となります。

御質問や御意見等の御発言がある場合には、会場の方は挙手をしていただいて、指名の後に座席にあるマイクをオンにして御発言をお願いします。ウェブ参加の方は挙手機能でお知らせいただきまして、指名の後にカメラとマイクをオンにして御発言をお願いします。

それでは、お手元の議事次第にしたがいまして、議事を進めてまいります。本日は公開の議事となっております。

本日の議題は、議題1としましては、市場環境の変化に対応した通信政策の在り方最終答申（案）についてとなります。また、議題2としましては、電気通信紛争処理委員会仲裁準則の一部改正及び電気通信紛争処理委員会の手続のオンラインによる実施要領の一部改正についてとなります。

(2) 議題：市場環境の変化に対応した通信政策の在り方最終答申（案）について【公開】

【田村委員長】 それでは、早速、議題1に移ります。

この議題につきましては、総合通信基盤局電気通信事業部事業政策課の飯村課長から御説明をお願いします。飯村課長におきましては、お忙しい中御出席いただきまして、ありがとうございます。

よろしくをお願いします。

【飯村事業政策課長】 総務省の飯村です。

本日は12月5日からパブリックコメントを開始している、情報通信審議会の「市場環境の変化に対応した通信政策の在り方」最終答申案について説明いたします。

資料247-1に基づきまして、説明します。

まず、1ページ目、本件の検討の背景等です。本件は2020年のNTT法等改正法において、施行後の3年見直し規定がありましたので、これに基づきまして、昨年8月から諮問し、検討を行っているものです。

具体的には、二つのステップに分けて議論をまいりました。

今年の2月の第一次答申におきましては、国際競争力の強化を進める上で早期に結論が得られた事項について、「速やかに実施すべき事項」として提言をいただきまして、具体的にはNTTの研究開発に関する責務の廃止、外国人役員規定の緩和などについて御提言をいただきました。これらにつきましては、今年4月に施行しました改正NTT法で既に措置をしたところ です。

今回の最終答申案につきましては、第2ステップの5つの事項、ユニバーサルサービスの確保、公正競争の確保などの「今後更に検討を深めていくべき事項」とされた事項につきまして、本年1月以降にユニバーサルサービス、公正競争、経済安全保障の3つに関するワーキンググループを設置し、そこでの議論などを踏まえて、今回の最終答申（案）が取りまとめられたものです。

次の2ページ目が最終答申（案）の構成です。5つの柱からなっております。

一つ目のユニバーサルサービスの確保の関係については、ブロードバンドと電話について分けて整理をしています。

また、二つ目の公正競争の確保に関しましては、NTT東西の経営自由度の向上、業務範囲の見直しを行う観点、それに加えてNTTの通信インフラの適切な設置・維持の確保等を図る観点から整理をしているものです。

三つ目の国際競争力、四つ目の経済安全保障、五つ目のNTTに関する担保措置等については、このページに記載の観点から整理をしているものです。

今回の説明につきましては、公正競争の確保の在り方を中心として、電気通信紛争処理委員会の事務に今後追加される可能性があります、ユニバーサルサービス関係についても併せて説明させていただきたいと考えております。

それでは、3ページ以降が公正競争の確保の在り方関係です。

4ページ目です。公正競争の関係については、①から②までの22項目が記載されておまして、これらについて順次説明します。

一つ目は、公正競争の確保に関する基本的な考え方を整理したものでございます。基本的にはこれまでの公正競争の考え方を改めて整理したものです。

具体的には、NTTが全国的に電柱・管路などの線路敷設基盤を持っていることと、この上に独占的に回線設備を持っていることに鑑みまして、「構造規制」と「行為規制」がございまして、具体的には、構造規制とはNTT法におけるNTTの業務範囲規制、行為規制とは電気通信事業法におけるネットワークの開放ルールであり、これらによって必要な措置を講じた上で、サービス競争と設備競争の双方を促進します。具体的には、サービス競争については、回線を持っている事業者に加えて、回線を持っている事業者から設備を借りて事業を行う回線非設置事業者、この両者における競争です。設備競争については、回線を持っている人同士の競争です。この二つの双方を促進することによって、「サービスの多様化・高度化・低廉化」と「ネットワークの高度化」の実現を図ることを基本的な考え方として、公正競争の確保を図っていくことが適切ではないかと提言されたところです。

二つ目は、具体的な規制の在り方の関係です。通信分野は、技術革新や市場環境の変化が激しいので、時代に即した規制の見直しを行うためには、規制のPDCAサイクルをしっかりと位置付けることが必要です。具体的には、現在の総務省の電気通信市場検証会議の中で規定の遵守状況の検証等を行っており、このような検証の枠組を参考にした上で、規制のPDCAサイクルを法的に位

置付けることが適当であると提言がされているものです。

続きまして、5ページ以降がNTT東西の通信インフラの在り方関係です。

③では、通信インフラの関係でNTTがどのような役割を果たすべきかを整理したものです。先ほど申し上げましたとおり、NTT東西の電柱・管路などの線路敷設基盤と、その上に設置された電気通信設備につきましては、他事業者が同規模なものをつくることは事実上不可能であることに鑑みまして、NTTには次のような役割を果たすべきと考えており、2点挙げています。

1点目は、我が国の通信インフラ全体を支える観点。具体的には、御案内の方も多いと思いますが、NTTの通信インフラである電柱・管路などの線路敷設基盤と、その上の光ファイバなどの固定通信インフラ、それに加えて、携帯電話の基地局とその裏の回線は、NTTの電柱の上に乗った光ファイバを使っているものが基本ですので、その意味において、NTTの通信インフラは我が国の全体を支えているのではないかとの観点があります。その観点から、NTTは線路敷設基盤をしっかりと適切に維持することと、その上に光ファイバ等の電気通信設備を適切に設置・維持することが求められるのではないかと。

2点目は、設備競争を補完する観点。具体的には、設備競争を行っている事業者は、NTT東西に加えて、地方の電力系事業者やケーブルテレビ事業者がありますが、比較的中小規模の事業者が多いため、設備競争をしっかりとやる上では、NTT東西自らがその設備の高度化を自主的に図って、ネットワークの高度化、サービスの多様化・高度化をやっていくことが求められるのではないかととして、役割を整理しているものです。

④と⑤は、その具体的な規律の在り方関係です。

まず、電柱・管路等の線路敷設基盤についてです。電気通信設備の譲渡等はNTT法上の認可により適切な設置・維持を図る仕組みがあるのですが、線路敷設基盤についてはそのような仕組みがないことを踏まえまして、今回、線路敷設基盤の譲渡等は、適切な対象範囲を検討した上で、認可の対象とすることが適当ではないかと整理されています。

他方、電気通信設備につきましては、先ほどの譲渡等の認可に加えて、自己設置要件、つまりNTT東西が本来業務を行うときには自ら設置した設備を使わなければならないこととなっておりますが、その規律の趣旨が通信サービス

の安定的な提供の確保等であることに鑑みると、引き続き維持することが適当ではないかと整理をされているものです。

続きまして、6ページは通信インフラの関係の二つ目です。

今回、NTT東西のアクセス回線を所有する部門について、その主体の在り方をどう考えるかについても議論がありました。

具体的には、※1に記載している4案を検討しまして、一つ目がNTT東西が引き続き今と同じようにアクセス部分を運営する案、二つ目がNTTグループ内でアクセス部門を別会社化、いわゆる構造分離を行う案、三つ目がNTTのグループ外にアクセス部分を切り出して別会社化する資本分離を行い、その株主は国として国有化とする案、四つ目が資本分離した上で民営化する案です。この4案について議論したのですが、⑦のとおり、アクセス部門の分離は費用対効果の観点から最善ではないのではないかと意見が多くありました。

具体的には、別会社にすればNTTのアクセス回線等の利用の同等性・公平性が確保され、その意味においてはサービス競争には資するものの、他方で、独占的なアクセス回線会社、インフラ会社をつくることは、設備の高度化や効率化のインセンティブが阻害されるのではないかと懸念があることと、分離に伴う時間的・費用的なコスト等があるため、費用対効果の観点から最善ではない。加えて、そもそもアクセス部門の分離をなぜ求めるか、アクセス回線の利用の同等性・公平性の確保する趣旨であれば、他の手段でできないのかについても改めて検討した上で、他の措置を着実に講じ、それでもなお問題が生じる場合には、改めて検討することが適当であると整理されているものです。

⑦は、NTT東西の分離の在り方です。

これはNTT東西を一社にするのはどうかについてですが、現在のNTT東西の分離の趣旨を二つ記載しています。

一つが「比較競争」による非効率性の排除で、東西が二つに分かれていると東西間で料金とかコストの差が比較でき、効率化の検証ができるのではないかと考えており、メリットの一つです。

二つ目が「直接競争」による独占の弊害抑止で、もともとは例えばNTT東日本が西日本地域に進出し、NTT西日本と直接競争し合うと、競争の促進に資するのではないかと趣旨でできていたものです。実際にはNTT東日本が

西日本地域へ進出することは実現しておらず、必ずしもその趣旨のままではないのですが、他方、NTT東西が別々にあって一定の規模に抑えられていることは、地域で設備競争を行っているケーブルテレビ事業者や電力系事業者にとってみると、設備競争を続けていくための環境の下支え効果があります。

これら二つの観点から、引き続きNTT東西の分離は維持すべきではないかと整理されております。

他方で、NTT東西の営業収益がこの10年間で3分の2に減っており、経営環境はかなりの厳しさを増している状況にありますので、そのような観点なども考慮して継続検討することが適当ではないかと整理されているものです。

続きまして、7ページ以降はNTT東西・持株の業務範囲の在り方です。

⑧はNTT東西の本来業務についてです。1999年のNTT再編当時の市場は電話が中心でございまして、御案内の方も多いかもかもしれませんが、当時の電話は市内通話・市外通話・県外通話と距離別の市場が存在しており、NTT東西は長距離通信が禁止されていました。業務を県内通信に規制する県域業務規制が、本来業務でかかり、現在もその規制が続いている状況です。

他方で、IP電話の時代になると距離別の料金がなくなってきておりますので、この時代において県域業務規制を維持することは適当ではないのではないかと考えられ、県域業務規制は撤廃した上で、他方で、移動通信やISP業務などのこれまでも公正競争上認められてなかった業務については引き続き認めないことが適当であり、その点を法文上明確化することが適当ではないかとの整理が行われております。

⑨は本来業務以外のNTT東西の業務、いわゆる活用業務です。活用業務は、現在本来業務や公正競争に支障がないことを要件として事前届出で実施することができるようになっていますが、この本来業務や公正競争への支障の要件自体を緩和すると様々な問題が生じる懸念があるため、今回は維持したほうがよいのではないかと整理されております。他方で、活用業務の内容自体は類型化がされてきておりますので、わざわざ事前に個別に確認しなくても事後検証すればよいのではないかと なりまして、その手続については、事前届出から事後検証に見直すことが適当となっております。

⑩は持株の業務範囲の関係です。現在、NTT持株の本来業務の中心は研究

開発ですが、その成果を実用化するためには「死の谷」を乗り越える必要があります。それはリスクを取らないといけないので、NTT持株自身が実用化できるようにしてほしい要望がありましたが、NTT持株自身が事業リスクを抱えることの問題や公正競争上の影響もあること、加えて、具体的ニーズがそこまで示されていなかったことを踏まえまして、継続検討と整理されています。

続きまして、8ページが累次の公正競争条件の関係です。

累次の公正競争条件は、NTTの再編やNTTドコモの分離、1994年に行われた分離に伴いまして、その際に公正競争上必要である条件、例えばネットワークの公平な提供や、在籍出向の禁止等について条件が付されたものですが、これらは引き続き独占性の弊害等排除の観点から基本的には必要なのではないかと思われませんが、他方で、ネットワークの開放ルールが電気通信事業法に設けられたり、NTTグループもグループ再編によりグループの在り方が変わってきていますので、それらを踏まえた見直しは必要とされました。

見直しした結果として、必要とされる条件があれば、例えば、現在の電気通信事業法において在籍出向や取引条件の公平性は法定化されている状況ですので、それらを踏まえて、電気通信事業法において法定化することが適当ではないかということです。

また、⑫はグループ内組織再編ですが、現在、市場支配的事業者であるNTT東西・ドコモに対しましては、グループ内会社を不当に優遇してはいけない禁止行為規制が課されている状況にあります。

他方で、NTT東西等が、禁止行為規制が課されているグループ内会社を合併等により自社に吸収してしまうと、この規制が潜脱されてしまうのではないかの懸念がありましたので、今回、登録の更新制の対象を見直すことが適当ではないかとされました。

登録の更新制とは、大規模な事業者である一種指定事業者・二種指定事業者がグループ外の大規模な事業者を自分の中にグループ化する場合には、登録の更新を行う必要があるもので、事後審査を行う制度です。この事後審査の仕組みの対象として、市場支配的事業者がグループ内の大規模会社を合併する場合にも審査することが適当ではないかとされたものです。

続きまして、9ページです。

⑬は、メタル固定電話の接続ルールの在り方です。メタル固定電話は従来の競争の中心でございまして、回線交換網の設備に接続することが競争事業者にとっては非常に重要だったこともあり、このメタル固定電話固有の回線交換網、PSTNについては、仮想的に非効率性を排除するモデルであるLRIC方式で非常に厳しく算定されてきた歴史がありました。

また、PSTN自体は、来年1月からIP網に完全に移行してしまいますので、その過程における算定方式どう考えるかを議論されたのですが、2021年の答申においては、まだ残っているメタル設備についてはLRIC方式で算定することが適当と言われていまして、それ以前については、事情の変更がなかったため、考え方は基本的に変更されていません。他方で、今回の議論の中で、メタル回線そのものが10年後の2035年に維持限界を迎えて、撤去されるか、使えなくなってしまう可能性があることもあって、今後、NTTがメタル固定電話の回線設備も含めた固定電話全体の具体的な在り方を、移行計画としてまとめていくことになると思いますので、それらも踏まえて検討することが適当ではないかとされたものです。

⑭は卸役務に関するルール関係です。現在ネットワークを借りるときには接続と卸の二つの形態がありまして、接続については約款によって公平な条件で借りられるメリットがあるのに対して、卸については個別のニーズに応じた柔軟な借り方ができるメリットがあります。そのような卸のメリットを踏まえ、引き続き相対契約を基本とすることが適当ですが、一種・二種指定事業者は交渉上優位ですので、卸についての事業者間協議の状況を見た上で、必要があれば、ルールの在り方の検討が必要ではないかとされています。

⑮はモバイルの5G関係です。5Gにつきまして、スタンドアローンの5G専用のコア網で行うSA方式は、5Gの特徴である「超高速」「超低遅延」「同時多数接続」の全てが対応可能な方式であり、この機能開放が重要となります。これについては、MVNOとMNO間で協議してきたのですが、MVNOの要望が多い「L2接続相当」、具体的にはネットワークを借りた後、SIMカードを独自で発行、柔軟性の高い借り方については、国際標準化ができずに協議が進んでこなかったのですが、今年6月に標準化されましたので、今後、精力的な協議を行うことが適当ですが、MVNO側はMNOの情報が分からず、MN

○側もMVNOがやりたいことがよく分からないなどの相互理解ができない部分がありますので、相互理解を深めるように努めた上で、同時期にサービス開始をできるような形で取り組むことが適当としています。

10ページ、⑯、⑰は禁止行為規制の関係です。

現在の禁止行為規制については、情報の目的外利用・提供が禁止されていますが、その対象が接続関連情報に限定されている状況にあります。近年、ネットワークを借りる形式は、接続よりも卸の形態が多くなっている状況にありますので、そのような状況を踏まえて、禁止行為規制の対象、つまり目的外利用の対象となる情報に、卸関係も追加することが適当とされています。

加えて、特にモバイル分野の禁止行為の対象事業者は、現在ドコモだけですが、KDDIやソフトバンクなどの他の大手事業者についても指定すべきではないかとの議論がありました。これについては、現在はドコモだけが指定されることに合理性はあると考えますが、今後の状況を見て、この対象についての検討は引き続き行うことが適当ではないかとされたものです。

11ページ以降は六つ目の線路敷設基盤の関係です。

現在は、電気通信設備そのものは接続ルールと卸ルールによってルールがあるのですが、線路敷設基盤である電柱・管路等は、電柱・管路ガイドラインに則って、開放を図っているところです。

これにつきまして、特にケーブルテレビ事業者から、NTT東西の電柱を利用する際に、NTT東西自身の利用とケーブルテレビ事業者の利用の間でリードタイムに差があるのではないかとの意見があり、現在の電柱・管路ガイドラインにおきましても、例えばNTT東西から見たA社とB社間の公平性は書いてあるのですが、NTT自身東西と他社との間の同等性については必ずしも明確ではない状況もありますので、まずは総務省で実態を検証した上で、必要な場合にはガイドラインの見直しも含めた措置が適当ではないかとされたところで

⑱は、電気通信紛争処理委員会の事務の追加との関係もありますが、不採算地域においてエリアカバーする際に、各MNOが鉄塔を個別に建てるのではなくて、誰かが建てた鉄塔を共用するほうがコストを下げられますので、インフラシェアリングの推進が重要ですが、鉄塔等だけを建てる会社は電気通信事業

者には該当しませんので、インフラシェアリング事業者は、その鉄塔を建てるために土地や建物を使用する公益事業特権の付与を受けることができない状況にあります。このためそのインフラシェアリング事業者についても、総務大臣の認定を受ければ、他人の土地等の使用が特別にできる公益事業特権の付与を受けることが適当ではないかとしています。

その際の条件としては、鉄塔等がきちんと電気通信事業、回線事業に利用されることと、鉄塔を持っている会社がMNOに対して適正・公平な条件で利用させるようにすることなどを担保した上で特権を付与することが適当としています。他方で、この鉄塔等を持つ会社とMNOの間で適正・公平な利用を担保しようとしたとしても、貸す条件や料金について争いが生ずることが想定されますので、そのような場合に電気通信紛争処理委員会のあっせん・仲裁・裁定もこの制度の中に入れ込んだ形で、適正・公平な利用の担保ものを図っていくことを考えている状況にあります。

それから、12ページ、最後の七つ目のその他の制度の在り方関係です。

⑩の電報事業につきまして、現在利用が大幅に減少しておりまして、例えば国際電報であれば1日1通程度の状況ですが、昔は非常に重要だったこともありまして、現在の電気通信事業法における特別な規律として、コストベースで料金を設定する等の厳しい規制が現在課されている状況にあります。

他方、他の電報類似サービスについては、信書便法に基づく規律になりますので、これはイコールフットイングの観点でも信書便法の規律にすることが適当ではないか形にしています。

⑪はメタル固定電話の関係です。以前は非常に重要だったこともあり、プライスカップ規制による特別な料金規制がメタル固定電話の料金にかかっているのですが、これ自体がなかなかうまく機能していないのではないかと指摘もありまして、今回、プライスカップ規制の対象外にすることが適当ではないかと整理をされています。

ただし、※として書いておりますが、このメタル固定電話は引き続きユニバーサルサービスとなり、低廉性確保は引き続き重要であります。後ほど説明しますユニバーサルサービスの関係で新たに料金の低廉性を確保する仕組みについて措置することが適当とされています。

公正競争の最後の②は、現在の電気通信事業法の規律体系の大きな見直しの関係です。

現在の規律体系は、回線を設置している事業者かどうか、通信を媒介しているかどうか、加えて、電気通信設備が提供している機能はその設備に内蔵されたものかどうかとの考え方に基づいてつくられているのですが、現在、回線設置以外の事業、例えばインターネット関連のサービスが拡大し、クラウド化により設備と機能が分かれてしまうようなものも含めて、様々な技術の進展が進んでおりますので、今後はそのような時代に即した規律の在り方について考える必要がある中で、その時期を逸することなく、検討を行うことが適当ではないかとされたものです。

以上が、公正競争の関係でございます。

14ページ、15ページが、ユニバーサルサービスの関係です。

14ページは、ユニバーサルサービスの関係のブロードバンドの部分です。

ブロードバンドの現在の課題は二つありまして、一つは「未整備地域」があることです。未整備地域は約5万世帯と記載していますが、これらは超不採算地域に該当していますので、解消がなかなか困難です。

もう一つは、自治体が設置している公設光ファイバについて、老朽化する中で自治体が運営するのが難しいから民設に移行したいとの要望があるのですが、なかなか引き受け手がいない状況です。引き受け手がいないと、この504市町村・約150万世帯以上は、未整備地域になってしまう可能性がありますので、この未整備地域の解消と民設移行、この2点が課題となっております。

その課題解決をする上でも問題となるのは、電話と異なって、提供者がいない地域でブロードバンドサービスを提供する責任者がいないことと、超不採算地域も含めて効率的なカバーに無線をもっと使うべきではないかとの課題がありまして、それらを踏まえて取組の方向性をまとめています。

具体的には、①まずブロードバンドの最終責任者をつくることであり、最終保障提供責務を新設することにしていきます。これは他事業者が提供していない地域、つまり提供者が誰もいない地域での提供責任を負う事業者をつくることです。具体的な担い手については、②のとおり、現在のユニバーサルサービスの制度においては、手を挙げて指定を受けると、その地域におけるその赤字を

補填する交付金をもらえる制度がありまして、その手を挙げて交付金をもらっている適格事業者がいる地域については、適格事業者に責任を負ってもらいます。ただ、超不採算地域になればなるほど、手を挙げる事業者がいなくなってしまうかもしれないので、その場合については、NTT東西が最終的には責任を負う担い手になることを整理しているところです。

加えて、④のとおり、現在は、固定ブロードバンドかどうかは利用者側の端末が移動できるかどうかによって整理しており、携帯電話網を使うものの家の中でしか使えない端末に対するサービス、いわゆるモバイル網による固定ブロードバンドが存在していますので、不採算地域等についての効率的なカバーを図る観点で、品質低下の懸念が少ない不採算地域に限って、モバイル網による固定ブロードバンドをユニバーサルサービスに追加することで、効率的なカバーを実現したらどうかとしています。

加えて、③の内容は電気通信紛争処理委員会の事務と関係しますが、責務の担い手が最終保障提供責務を履行する場合に、近くにいる事業者の協力を得たほうが効率的な場合があります。例えば局舎や設備を借りたいなど、様々な協力を得たほうが全て自社でやるよりは効率的にできると想定される場合に、近隣の事業者には協議に応じる義務を課そうとしています。この協議に応じない者や、協議に応じても協議に応じる条件とか料金に争いが生ずる場合が想定されますので、そのような場合には、電気通信紛争処理委員会のあっせん・仲裁・裁定で救済することを想定しているものです。

⑤は料金の関係で、先ほど申し上げたプライスカップ規制を廃止するのですが、都市部以外では都市部を上回る料金を原則禁止とすることで、ルーラルエリアにおいて、高くなることを防止する仕組みを併せて整備するとしております。

15 ページは、電話のユニバーサルサービスの関係です。

電話については、先ほど申し上げていましたように10年後にメタル回線が維持限界を迎える中で、現状、約1,300万回線程度残ってしまっていて、これが自然に減少していくと、2030年には730万、2035年には500万残ると言われてしまっていて、本当に残ってしまうと、急にサービス提供をやめるわけにいかないなので、この10年間に円滑な移行を促進することが重要となりま

す。

ただNTTは、当面は支障移転等による自然減として、計画的なエリア移行はしない予定ですので、当面は、利用者は減るものの設備は維持しなくてはならない状況で、NTTの赤字は増加することが想定されます。この赤字については、現在の1番号当たりの単価で国民に転嫁され負担している状況ですので、この赤字が増えると国民負担が増加するため、これを回避するためには、より無線の活用をしなくてはならないのではないかとのことです。

取組の方向性としては、まず①のとおり、その観点では、先ほどのモバイル網のブロードバンドと同様に、モバイル網を使った固定電話をユニバーサルサービスに追加するとともに、NTTはあまねく提供責務で、他事業者が提供している地域においても提供を求められたら提供に応じなければならないのですが、このモバイル網固定電話をユニバーサルサービスに追加すると、他の事業者もその電話のユニバーサルサービスを提供できるようになりますので、そうした他の事業者が電話のユニバーサルサービスを提供している地域については、NTTが責任を負わなくてよいとして、電話のあまねく提供責務をブロードバンド同様の最終保障提供責務に見直すことで負担を軽減することをしたらどうかとしています。

③は、先ほどのブロードバンドと同様に、責務の担い手、近隣事業者の応諾義務や料金規定は同様とした上で、メタル固定電話の利用者残存区域においては急にサービス提供をやめられないように業務区域費の縮小を制限したり、NTTに対して、メタル回線の10年後になくなる部分について、どのように移行させるのか計画を早急に策定し、総務省で検証することを求めているものです。

最後に、携帯電話自体をユニバーサルサービスに追加することについても議論されたのですが、携帯電話事業者が自主的に整備を進めている中で、かなりの利益を上げている状況であったり、技術的にもビル陰や屋内には届きにくいなどの問題が指摘されましたので、これについては、継続検討との形で整理をされたものです。

説明については、以上です。

【田村委員長】 ありがとうございます。

ただいまの御説明につきまして、委員の皆様から御質問等ありましたら、どうぞ。

【小塚委員】 よろしいですか。

【田村委員長】 小塚委員。

【小塚委員】 いろいろと御説明をいただきまして、ありがとうございます。

私の具体的なイメージが湧かないので質問したいのですが、差し当たりインフラシェアリングについてお聞きします。

これは基地局のことですから、要するにモバイル通信の基地局として鉄塔を建てる。その鉄塔を今、3社とか4社とかありますが、それらの会社が同じ鉄塔を使うということですね。それで、例えば不採算地域のときに、それらの会社のうちの1社が鉄塔を建てて、それで他の会社に使わせることもあり得ると思いますし、それらの会社が例えば合弁会社をつくって、ここに書かれているインフラシェアリング事業者にすることもあると思いますし、さらに言うと例えば不動産事業者とか全く通信に関係ない事業者が鉄塔を建てて複数の通信事業者に使わせることもあります。これら全てが想定され、通信事業者のうちの1社が建てればインフラシェアリング事業者でないと思いますが、これら全てが想定されていると考えてよろしいのでしょうか。

そうすると、場合によっては、従来は通信分野、通信事業等に縁のなかったような事業者も市場に来て、しかし、その利用について条件の公平性や適正性などを議論するようなイメージでよろしいのでしょうか。

【飯村事業政策課長】 小塚委員、質問ありがとうございます。

お答えとしては、そのとおりでして、いずれのパターンも想定はされております。冒頭おっしゃったMNOのうちの1社がいる場合については、MNOは電気通信回線設備を設置する事業者ですので、そのような電気通信回線設備を設置する電気通信業者であれば、現行でも公益事業特権が使えますので、その事業者は今回新設した制度の対象外若しくは利用しなくても困りません。

他方、二つ目におっしゃった合弁会社については、合弁会社がほかに全く回線設備を保有しない場合、例えばドコモ、ソフトバンク、KDDIのいずれか

が合弁会社をつくったものの、それが電気通信事業者ではない会社であれば、その会社は今回の仕組みの対象になります。電気通信回線設備を設置する電気通信事業者でない会社であれば、全然関係ない不動産会社など、どんなパターンであっても、この制度の対象になることです。

【小塚委員】 分かりました。ありがとうございます。

異分野、異業種から参入してくると、なかなか従来の経緯など御存じないこともあると思いますので、場合によって紛争になれば、我々もいろいろ心しなければならぬことは分かりました。

ありがとうございます。

【飯村事業政策課長】 一点だけ補足しますと、今、大手のインフラシェアリング事業者は約4社あって、鉄塔を保有し、他社に貸し出している非電気通信事業者の中で、一番規模が大きいのはJTOWERという会社です。JTOWER自身は2020年頃から屋外の鉄塔等を貸し出す事業に参入され、その以前は、地下鉄の構内などの屋内で届きにくい場所でのインフラシェアリングする会社でした。屋外で大規模に鉄塔等を貸し出す事業をされているのは、JTOWERの1社だけですが、JTOWERは2021年から2023年にかけて、既にNTTドコモから8,000本弱の鉄塔を、言わばカーブアウトで、切り出されて買っており、それらを貸し出す事業を日本で先駆的にやろうとされている会社です。その事業を拡大する際に土地などを借りようと思ったときに、電気通信事業者ではないので、何者か分かりづらいことなどもあり、事業を進めにくいようでした。今回の制度整備の具体的なニーズとしてありました。

諸外国においては、いわゆるタワー会社と言われている電気通信とは全然関係ない会社が、通信インフラの鉄塔とか電柱とかを所有し、事業者に貸し出すビジネスがあります。ただ、アメリカなどを中心に、その鉄塔会社があまりにも力を持ち過ぎてしまって、電気通信事業者に貸し出す料金を法外な料金とし、それが利用者の料金に転嫁されてしまうなど、独占的な力の行使により適正性が阻害されることがあり得るようです。日本はまだそこまで進んでいないので、そのような状況になっていませんが、諸外国を見ると、基幹インフラを保有し続けるほどボトルネック性が出てきて、その会社に従わなければならない環境ができてしまうので、今回もインフラシェアリング事業者に特権を与えるので

すが、適正・公平な利用を目指し、特権をもらう対価として、貸し出し条件などはしっかり義務付けを行った上で制度整備したいと思っています。その点はしっかり対応したいと思っていることと、今のところ想定されているのは先ほど申し上げたJTOWERであり、彼らは日本国内で一番大規模な会社であることは補足的に申し上げたいと思います。

【田村委員長】 ありがとうございました。

ほかの委員、御質問等ありましたら御発言をお願いします。ウェブの方は御発言があれば挙手機能をお願いします。

特にありませんか。

【小塚委員】 すみません。

【田村委員長】 どうぞ。小塚委員。

【小塚委員】 ほかの先生方の御発言がないようなので、もう一つまた違うところをお聞かせいただけますでしょうか。

今後のネットワークの仮想化・クラウド化で、どういうことが起こってくるのかですが、抽象的には私もよく分かるのですが、一般論として、結局、ユーザーは端末、ハードは常に持ち続け、しかし、バックグラウンドのが段々に物理的な設備からクラウドを含めたネットワークに移行していくことだと思うのですが、そういう世界になってくると、今、考えているような、例えばその設備に対するアクセスとか、それこそ今のタワーではありませんが、そのようなものはだんだんなくなってくると考えられるのか。それとも、ネットワークといっても、結局は、大手クラウド事業者もそうですが、多数ができるわけではないので、結局はそこへのアクセスのようなことが問題になってくるのか。将来的にどんなことが想定されますでしょうか。

【飯村事業政策課長】 小塚委員、ありがとうございます。

物理的な回線設備は当然なくとはいけないものなので、光ファイバや基地局、局舎内におけるルーターは、当然、今も今後もあると思いますが、ただ、今までのルーター等は、専用のコンピューター、要するにルーター専用のコンピューターで、汎用性がないものだったと思います。

ただ、これからは、コンピューターはコンピューターですが、ルーター等の機能は用途に応じて変えることができる、この設備をホワイトボックスと言っ

たりもしますが、非常に汎用的な設備で、機能は他から借りてきて、用途によって使う機能を変えることができます。設備そのものは真っ白だけど、例えばクラウド業者からある機能を借りてきて、このときはこの機能に使うなど、設備そのものと機能あるいはその機能を誰が提供するかで分かれるようなことが想定されます。その場合に、競争相手や何が競争上の問題になり得るのかなどは、今のように非常にシンプルな世界から比べると、複雑化していくと思います。その中で、GAFAM、IaaSなどでネットワークそのものについて、ネットワーク自身に機能として提供する形がもう既に始まってきていますので、もちろんそれを導入するか自前でやるかは、各日本の事業者の経営判断になりますが、コスト効率的に考えてそれらを導入する事業者も出てくると思います。そのようなときに、事故を起こした場合の責任者などの様々な問題が発生してくることについて、かなり根本的に整理を要する部分だと思っていますが、今々の時点ではそこまで問題が顕在化はしていない状況です。技術の進歩は急速に進んでいき、それらの機能が導入されるようになったときには、時機を逸することなく、しっかり検討しなければいけない観点で記載しているものです。

【小塚委員】 はい、大変よく分かりました。

そうですね。設備そのものがなくなるわけではなくて、設備と機能の結びつきが二分されることですね。よく分かりました。

ありがとうございます。

【田村委員長】 ありがとうございます。

ほかの委員いかがでしょうか。

小川委員。

【小川委員】 一つ教えていただきたいのですが、⑩NTT持株による事業において、基盤的技術の研究に触れられていたかと思います。

ステップ1で研究開発に関する責務の廃止は既に改正NTT法でされたことだったと思うのですが、⑩では完全に廃止されたわけではなくて、基盤的技術の研究を引き続きしていくと受け止めて、拝見しているところです。2ページ目でも、国際競争力の確保や経済安全保障の確保の在り方など、この辺は最先端の技術を持っていないと、これらの保持が難しくなるのかなと思います。

なかなかその事業そのものに回すので精いっぱい会社から比べると、NT

Tのような会社とかが牽引していただけたほうが、こういった国際競争力の強化や経済安全保障に関与できるのではないかなと思ってはいたのですが、今、今後の検討課題であることもおっしゃられていましたが、検討の方向性とか、どういう方向に行きそうなのか、分かる範囲で結構なので、教えていただければと思います。

【飯村事業政策課長】 小川委員、ありがとうございます。

先ほど説明は詳細にしていなかったのですが、研究開発の責務は今年の4月の改正で廃止をしましたが、NTT持株が本来業務としてやらなければならない業務として、基礎研究をしっかりとやらなければならない位置付けは変わっていません。その意味において、他の事業者や他の民間の他業種は基礎研究所をなくしてしまって、なかなか基礎的な研究は実施されていない中で、NTTがこれまでのいろいろな蓄積を生かして基礎研究をやっていくことについては必要ではないかと思っています。議論の中では、責務があると、国が「こういうことを研究すべきではないか」や「こうした研究を先にやるべきではないか」などと言って、研究の自立性の観点で少し懸念が生ずる場合もあり得るのではないかと、そんなことはしてこなかったのですが、その自立性の向上を高める観点で、本来業務には位置付けるものの、国がモノを言うかもしれない根拠になり得るような責務規定はないほうがよいのではないかと議論された結果です。NTT自身が特殊会社として基礎研究をやらなければならない会社であることは何も変わりはありません。

今回のこの実用化業務については、NTTは研究所を持っているので、その研究所で出された成果そのものを、NTT持株自らが事業化していくのか、他の会社で実用化するのかどうかであります。例えば半導体の関係で説明すると、子会社をつくって、その子会社で研究成果の実用化を行っているのですが、子会社ではなく自分自身でやれたほうがよいのではないかと考えもあって、そのような主張がなされたものの、他方で、NTT持株本体ではなく子会社でやったほうがよい場合もあることはNTT自身も認めています。場合によって、親会社か子会社でやるかを選択できるように、ケース・バイ・ケースでその実用化に向けたことをやれるようにしてほしいとの考えもあったようですが、他方で、別の委員からは、半導体のはすごくお金がかかるので、何兆円もお金を使

って事業リスクを抱えることが、例えばユニバーサルサービスのよりに地に足のついたビジネスをやっていく上での支障になったりすることはないのかや、電気通信事業法との関係で、実用化することは持株が電気通信事業そのものを行うことであり、公正競争の関係で非常に問題ではないかなどの懸念がある中で、実用化をうまくできるようなバランスをとった仕組みを考えるべきではないかなどが議論されました。それは最終的に具体まで焦点が結ばなかったのですが、現時点において、急ぐ必要もないことなども考慮して、バランスのとれたうまい仕組みを継続検討する方向性で、最終的には整理されたことです。

【小川委員】 どうもありがとうございました。

【田村委員長】 ありがとうございました。

ほかの御質問ありますでしょうか。

ほかになければこの議題につきましては、この点、この辺で質疑を打ち切りたいと思います。

飯村事業政策課長におかれましては、お忙しい中本当にありがとうございました。御退出いただいて結構です。

(3) 議題：電気通信紛争処理委員会仲裁準則の一部改正及び電気通信紛争処理委員会の手続のオンラインによる実施要領の一部改正について【公開】

【田村委員長】 それでは、議題2に移ります。

この点につきましては、事務局から御説明をお願いします。

【岩坪上席調査専門官】 事務局の岩坪です。御説明申し上げたいと思います。

今回は、当委員会の過去に決定されているルールについて所要の規定の整備を行いたいということでお諮りさせていただくものです。表示しています概要を御覧いただければと思います。

こちらは、当委員会に仲裁準則というものがありますが、この一部の改正を決定していただく案ということでその概要を示しております。

上段の上の四角囲みの中を順に説明してまいります。

当委員会の仲裁の手続などにつきましては、基本的には電気通信事業法に規定がありますとおり、我が国の仲裁法を準用しております。その仲裁法につきまして少々背景がありまして、仲裁法はかなり若い法律であり、平成15年に制定されております。それ以前も仲裁手続は当然あったのですが、このタイミングで仲裁法という新たな法律を設けた趣旨として、その背景の一つに、国際商取引分野における仲裁の国際的なルールの統一化といった観点から、国連の国際商取引委員会において、昭和60年に国際商事仲裁規範法、モデル法と言われるものを制定しておりまして、この内容を受けて国際的にも対応できるように、我が国でも仲裁法を制定したものと承知しております。

その上で、当委員会においては仲裁法を準用していますが、それでもなお、この仲裁準則を当委員会として設けている趣旨は、そもそも仲裁は当事者間の合意で進められるという手続である中で、当事者間で別段の合意がない場合にはどのような振る舞いができるか、仲裁廷としてどのような扱いができるかなどについて、原則的な事項を当事者に対して明確化して適用しようという趣旨から、仲裁法が制定された平成15年に当委員会においてこの準則を制定しております。

こちらの2番目になりますが、仲裁法については、昨年の通常国会で二つの

法律が成立し、これによって仲裁法が改正されております。

一つが、(1) 番のところの内容でございまして、下の※印の1番のところにありますとおり、「仲裁法の一部を改正する法律」が本年4月1日に施行されておりますが、これにより、現行の仲裁準則でも規定されている暫定措置・保全措置という仲裁廷が命ずることができる権能について、今回改正された仲裁法においては、暫定保全措置の命令に当たっての具体的な措置の類型化や措置の命令要件の規定の整備などを行っております。

このような規定を整備した趣旨は、この仲裁法の改正により、暫定保全措置について強制執行の手続を規定するものであり、これは先ほど申し上げたモデル法の規定を受けてそれに対応する形で我が国の仲裁法もそのように整備したものと承知しております。この執行力の付与、裁判所におけるこの執行手続の規定を定めるに当たって、このような暫定保全措置の類型化を図り、当事者に対して一定の予見可能性を高めるとの趣旨で規定が整備されたものと承知しております。

(2) につきましては、民事訴訟法については令和4年に整備されていると承知しておりますが、他の民事関係手続についても裁判所が行う手続のデジタル化を図るため、例えば民事執行や倒産手続、家事手続などの民事関係手続がありますが、その中の一つとして、仲裁法に規定された仲裁手続、その中でも裁判所が行う手続について併せてデジタル化を行うというものです。デジタル化に対応するため、電磁的記録に記録された情報の内容に係る証拠調べを仲裁廷や当事者が裁判所に対してその実施を申し立てることができることを、裁判所が行う証拠調べのメニューの一つとして追加するものと承知しております。

こちらの改正事項のところ具体的に申し上げますと、第4条に暫定保全措置の規定が仲裁準則上にあります。この規定において、類型化を図った仲裁法の規定を読みにいけるように、仲裁法第24条第1項各号に掲げる措置、5類型規定されているのですが、それをしっかり読みにいき、仲裁準則上も命令可能な措置であることを明記するものです。

また、仲裁法においては、暫定保全命令を発動した後に、その原因となる事情などが変更になったり、原因がなくなったり、そのような場合にこの命令自体を取り消すなどの手続はございませんでしたので、今回の改正により、こう

した取り消し、あるいは効力の停止などを仲裁廷が行えるような手続を規定し、原因がなく申立人の責めに帰すべき事由により、実際命令を受けた相手方が損害を受けた場合に、その損害賠償を命ずることができる規定の整備も行ったということを受けて、当委員会の仲裁準則上もその旨を規定するものです。

次に、先ほど申し上げたデジタル化の一環として、裁判所に対して実施を申し立てることができる証拠調べのメニューには調査の嘱託や鑑定などがありますが、それにデジタル化に対応した電磁的記録に記録された情報の内容に係る証拠調べを仲裁法の規定と併せて整備するものです。

条文について具体的に簡単に御説明しますと、新旧の上段のところ、仲裁準則第4条第1項で、先ほど申し上げた仲裁法第24条第1項各号に掲げる措置を読む規定ぶりとしております。従前は抽象的な規定により仲裁法並びで規定しておりましたが、仲裁廷が必要と認める措置について予見可能性を高めるものとなっております。

先ほど申し上げた命令の取り消しの規定などはこの上段の第3項など、当委員会の仲裁準則上も明確にするものです。

デジタル化の対応につきましては、こちらの上段の仲裁準則第15条で、裁判所により実施する証拠調べの規定がありますが、傍線を引いてあるところ、これが従前はなかったわけですが、この電磁的記録に記録された情報の内容に係る証拠調べというものを裁判所に対して申し立てることができる手続の一つとして、仲裁法並びで明記するものです。

施行につきましては、この「仲裁法の一部を改正する法律」に伴う整備でありますとか、またはそれ以外の所要の言葉の使用の見直しなどがありますが、これらは即座に施行することができるものですが、実際に仲裁手続が仮に発生した場合の適用関係を明確にするため、本決定をいただければ、その決定の日の翌日から施行することにしたいと思っております。

もう一つのデジタル化の関係の規定の部分、これは2のところですが、こちらは上の※2にある、「民事関係手続等における情報通信技術の活用等の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」により仲裁法が改正され、それを受けて仲裁準則も改正するところですが、この法律についてはまだ未施行です。公布後5年以内の施行を予定しており、施行時期は未定ですが、この法律が施

行されたときに併せて施行するような形にしたいと考えております。

以上が最初の決定案の概略です。

もう一つにつきましては、当委員会の手続のオンラインによる実施要領については、具体的に申し上げますとこの上段の四角囲みのところ、当委員会の手続のうち電子メールによる実施であるとか、ウェブ会議による実施について、別に法令などの手続があるところはそこに委ねますが、原則としては、このオンライン実施要領の定めるところによって行うというものです。

このオンライン実施要領の中では、関係法令、電気通信事業法から始まる法律、政令、省令、あとは当委員会の内規的な決定により、諸々の手続が規定されております。その中で先ほど申し上げた仲裁法及び仲裁準則の改正を受けて、今回オンライン実施要領も改正したいと考えております。

詳細はこちらの改正事項のところに記載がありますが、ここはいずれにしても本体を参照していただいたほうが効率的ですので、本体を御覧いただければと思います。オンライン実施要領の本体でこのような見え消しの形で過去も改正をしておりますので、このような形式で今回も対応します。

最初の目的、各法令上の手続の実施要領の位置づけなど、概括的な説明をした上で、電子メールあるいはこのウェブ会議による実施要領等を定めております。

今回改正の対象となるのは、これらの基本的な手続などについて変更するところはございませんので、この別記のところに記載したオンライン化等の対象手続一覧の中の仲裁に係る手続のところを改正するというものです。ここでは、対象手続やその根拠規定、手続の類型が規定されております。手続の類型というのは簡単に申し上げますと、ここは仲裁についてですので全部「仲裁」と書いてあるのですが、仲裁案件であること、あとは誰から誰に対する手続であるかというのをB、Aなどの表記で分かるようにしております。

3番のところは、法令により書面で行わなければならない場合は、書面の旨の規定を明記する形にしております。

4番目のところは電子メール又はウェブ会議の別を分かるようにして、手続を一覧化しているものです。

今回対象となるのは、その暫定保全措置に関する規定の整備がされるもので

すから、それに対応して、ここの中ほどにある、それぞれの規定をそれぞれの改正内容に合わせて変えるものがまず一つあります。これが続いていきますが、基本的にはその内容が続くとともに、7 - 12からは、暫定保全措置の仕組みの中で、その命令の取り消しであるとか、損害賠償の命令の手続、命令するに当たってもその前に申立てなどの手続がありますので、そのような詳細についてそれぞれの手続においてオンライン化が可能であること、基本的は全て電子メールですが、それを可能にするような手続の一覧として追加するものです。

それ以外は、形式的な修正になっていまして、以上をもってこのオンライン実施要領の改正の内容としたいと考えております。

本件につきましては、特に適用関係の混乱は生じないものですから、本決定をいただければその決定の日から施行したいと思っております。

事務局から以上です。

【田村委員長】 ありがとうございます。

ただいまの事務局からの説明につきまして、委員の皆様から何か御質問等ありますでしょうか。

また、御意見があれば伺いたいと思います。

【中條委員】 よろしいでしょうか。

【田村委員長】 中條委員。

【中條委員】 仲裁準則の第15条ですが、こちらで証拠調べの中で、電磁的記録というのが「電子計算機による情報処理の用に供される」とあるのですが、最近タブレットとかスマートフォンとか、そういった機器でやり取りされている方もいらっしゃるかなど。電子計算機というのは、そういったタブレットなども包含するような概念なのでしょうか。その辺りが気になりましたので、お聞かせいただけたらと思います。

【岩坪上席調査専門官】 電子計算機を含み括弧書きで今回記載しましたものは、仲裁法上における電磁的記録の定義づけを移植する形で規定しております。

ただ、その内容としましては、電子計算機というのはかなり概念としては広いものでございまして、電子的方式や電磁的方式などで認識することができる記録について扱うことができるものについてすべからく対応できるような規定

ぶりと承知しております。このため、そのような定義に当てはまるものとして読み得るものだと認識しておりますので、そういうものも包括的に対応できるような規定になっていると思います。

【中條委員】 はい、承知しました。漏れが出ないように整備していただけたらと思います。

ありがとうございました。

【田村委員長】 ありがとうございました。

ほかに御質問、御意見はありますか。

特になければ質疑はこれで打ち切りたいと思います。

特に、この事務局からの説明について、御意見もないということによろしいのでしょうか。

特に異議もないようですので、それでは、ただいま事務局から説明がありました仲裁準則の一部改正、それからオンラインによる実施要領の一部改正、そのいずれにつきましても、事務局から説明のとおり決定します。

御異議ございませんでしょうか。

それでは、そのように決定します。

本日の議題は以上です。

(4) 閉会【公開】

【田村委員長】 委員・特別委員の皆様から何かありますでしょうか。
特にないようですので、事務局から最後に何かありますか。

【小原参事官】 本日はお忙しい中、御出席をいただきまして、誠にありがとうございました。

次回の委員会の日程につきましては、別途御連絡したいと思います。

事務局からは以上です。

【田村委員長】 それでは、以上をもちまして、本日の委員会を閉会します。
長時間ありがとうございました。

— 了 —